

# 令和 8 年度 介護保険料の算定に関する大切なお知らせ

～令和 7 年度の税制改正に伴う「特例措置」について～

令和 7 年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円へ 10 万円引き上げられました。しかし介護保険制度の安定運営のため、令和 8 年度は税制改正前の控除額で算定します。

## ■対象者となる方

- ・令和 8 年 1 月 1 日及び令和 8 年 4 月 1 日に朝来市に住民登録がある
- ・令和 7 年中（令和 7 年 1 月から 12 月）の給与収入が 55 万円以上 190 万円未満

## ■特例措置の内容

- ① 合計所得金額の調整 : 税制改正前の給与所得控除額で合計所得金額を計算
- ② 市民税課税・非課税の判定 : 税制改正前の給与所得控除額で課税・非課税を判定
  - ※ 市民税は「非課税」でも、介護保険料の算定では「課税」とみなす場合があります。
  - ※ 給与収入が変わらなければ、保険料は令和 7 年度と同額です。

【参考：算定イメージ（単身）】 令和 7 年中の給与収入が 100 万円で、他の収入が無い場合

項目	令和 7 年度	令和 8 年度
市民税	課税	非課税
介護保険料	第 6 段階（課税）	第 6 段階（課税として算定）

## ■2 年連続で市民税非課税の方へ（特例減免）

- ・対象者：令和 7・8 年度とも市民税非課税で、特例措置②により介護保険料が課税とみなされる方
- ・減免内容：特例措置の②を行わずに、市民税と同じ非課税扱いで保険料を算定
  - ※ 申請は不要 ⇒ 市民税情報から自動で減免を適用します。
  - ※ 決定通知書に記載の保険料は、あらかじめ減免を適用した金額です。

## ■よくあるご質問

Q：	なぜ市民税は非課税なのに、介護保険料は課税とされるのですか？
A：	介護保険は 3 年を一期として計画を立てます。税制改正で保険料収入が減少すると、現在の計画（第 9 期：令和 6～8 年度）の運営に支障が出るため、税制改正前の基準で判定します。
Q：	手続きは必要ですか？
A：	申請は不要です。市民税情報から自動で適用します。
Q：	給与収入が 190 万円を超える場合は？
A：	給与所得控除額に改正がないため、通常どおり算定されます。特例措置の対象外です。
Q：	年金のみの場合は？
A：	この特例措置は給与収入がある方が対象です。年金のみの方は対象外です。
Q：	この措置はいつまで続くのか？

**A:** 令和 8 年度に限った特例措置です。令和 9 年度以降は通常どおり算定されます。